

# CBS NEWS

2021年1月5日発行

VOL. 5

新春の候、貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。  
平素は、適正な技能実習生受入れにご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年1月に約1年待機となったフィリピン人技能実習生が、入国を予定しておりましたが2020年末に「2021年1月末までの新規入国停止」の発表により延期となりました。今後もコロナ禍で厳しい状況が続くと思いますが、新規採用・入国に向けての対応及び現在受入れている実習生及び実習実施者様のサポートへ職員一同尽力してまいります。本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

## Topic 01. 技能実習生の入国・企業配属状況

CBS NEWS VOL. 4以降の入国（予定）・企業配属についてご報告いたします。

2021年12月26日に日本において新規入国の一時停止措置が決定されたため、2021年1月に予定していたフィリピン人技能実習生の入国は延期となりました。

### 【ベトナム・送出し機関 HTD】

★11月27日（金）に入国をした実習生が、12月25日（金）に企業へ配属されました。

### 【フィリピン・送出し機関 PEA】

★12月16日（水）に1社2名の1号実習生が入国しました！

現在豊橋市の学校にて日本語学習中。2021年1月21日（木）に企業へ配属予定。

★10名の1号実習生 ⇒ 2021年1月13日（水）の入国予定がキャンセル

★1名の3号実習生 ⇒ 2021年1月12日（火）の入国予定がキャンセル

### 【フィリピン・送出し機関 RED ARROW】

★6名の1号実習生 ⇒ 2021年1月下旬に入国予定がキャンセル

受入れ企業様でご負担いただく入国費用は、入国航空券代や入国後の隔離講習委託先等によって異なりますので、入国日調整の際にご相談させていただきます。

## Topic 02. 優良な実習実施者の基準が改定されました

CBS NEWS VOL. 03でお伝えした優良な実習実施者の基準が、新たに2020年11月24付で改定されました。

ポイントは  過去3技能実習事業年度に2号・3号を「修了した」実習生の実技試験合格率です！

# 技能検定合格率の加点方法に注意！

**2021年11月からは新たに配点項目が加わります。**

「過去3技能実習事業年度内に2号・3号を**修了した**技能実習生」の2級・3級程度の技能検定**実技**試験の合格率が、配点の大きな割合を占めます。

\* 加点項目と配点は別紙参照

例えば下図のような場合・・・

例) 企業Aで初めて受入れた技能実習生3名(2018年8月1日入国)の場合



2021年7月31日の2号修了時点では2021年度が終了していないため、3級の実技試験合格の加点は20点のみで、このような場合、他項目での加点状況にもよりますが、2号修了時点では優良要件に満たないケースが多くみられます。

ただし、2022年4月1日以降に申請であれば、過去3技能実習事業年度に2021年度分が加算されるため、優良要件を満たす可能性が高くなります。その場合、実習生は2号修了後に一度帰国をし、3号技能実習生としての各種入国手続きをとって再入国をさせることが可能です。

在籍中の技能実習生を3号へ移行させたい場合、優良要件の説明・加点状況、3号受入れ可能時期を確認しますので、お早めに事務局までお問い合わせください。

他にも新たな配点項目がありますので、別紙をご参照ください。

今後のCBS NEWSでもお伝えします。

技能実習事業年度は  
毎年4月1日から翌年3月31日  
の期間を指します。

左図の2号修了2021年7月31日  
時点での過去3技能実習事業年度は…  
・2019年度(2019/4/1-2020/3/31)  
・2020年度(2020/4/1-2021/3/31)  
・2021年度(2021/4/1-2022/3/31)

2号修了年度は、過去3技能実習事業年度には含まれません。

過去3技能実習事業年度に算入対象となる実習生がない場合、過去3技能実習事業年度には2号未修了の実習生の3級程度合格実績に応じて加点されます。  
※別紙にも記載があります。

- ・合格者3名以上 20点
- ・合格者2名 10点
- ・合格者1名 5点
- ・合格者0名 0点

## ■ 書類の記載内容に変更・訂正がある場合は、必ずご連絡ください！

よくある変更事項：代表者、登記役員、社名、本社所在地、宿泊施設の住所、技能実習生の待遇全般、など

## ■ 技能実習生の労務管理や実習指導などで、お困りごとがありましたらご相談ください。

### 【発行】

セントラルビジネスサポート協同組合

441-8014

愛知県豊橋市花田二番町 83-2 甲貴ビル 3階

TEL: 0532-39-5505 / FAX: 0532-39-5515

E-mail: office@cbs-japan.com

### 【参考】

OTIT 外国人技能実習機構

Organization for Technical Intern Training

HP: <https://www.otit.go.jp/>

技能実習関係法令や新型コロナウイルス感染症について

案内が掲載されています。

## 優良な実習実施者の基準について 2020年11月24日改定

以下の表で6割以上の点数（150点満点で90点以上）を獲得した場合に「優良な実習実施者」に適合することとなります。  
ただし、2020年11月から2021年10月までの間は、旧配点（120点満点で72点以上）を選択することが可能です。

1. 技能等の修得等に係る実績【最大70点】	配点
I 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定の合格率 (旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	95%以上 20点 80%以上95%未満 10点 75%以上80%未満 0点 75%未満 -20点
II 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母：新制度の技能実習生の2号・3号修了者数 －うちやむを得ない不受検者数 ＋旧制度の技能実習生の受検者数 分子：(3級合格者数＋2級合格者数×1.5) ×1.2	80%以上 40点 70%以上80%未満 30点 60%以上70%未満 20点 50%以上60%未満 0点 50%未満 -40点
* 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、 過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の、申請日時点の 3級程度の技能検定等の合格実績に応じて、右欄のとおり加点する。	左欄に該当する場合 合格者3人以上 20点 合格者2人 10点 合格者1人 5点 合格者0人 0点
III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	合格者2人以上 5点 合格者1人 3点
IV 技能検定等の実施への協力 * 技能検定員又は技能評価試験の検定委員に相当する者を社員等から輩出 している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与を行う場合。	有 5点

2. 技能実習を行わせる体制【最大10点】	配点
I 直近過去3年以内の技能実習指導員全員の養成講習受講歴	有 5点
II 直近過去3年以内の生活指導員全員の養成講習受講歴	有 5点

3. 技能実習生の待遇【最大10点】	配点
I 第1号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものと最低賃金の比較	115%以上 5点 105%以上115%未満 3点
II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	5%以上 5点 3%以上5%未満 3点

4. 法令違反・問題の発生状況【最大5点】	配点
I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること (旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	改善未実施 -50点 改善実施 -30点
II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと (旧制度を含む。)	ゼロ 5点 10%未満又は1人以下 0点 20%未満又は2人以下 -5点 20%以上又は3人以上 -10点
III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること。(旧制度を含む)	該当 -50点

5. 相談・支援体制【最大45点（新配点）又は最大15点（旧配点）】	配点
I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	有 5点
II 受入れた技能実習生について、全ての母国語相談が可能な相談員を確保していること（旧制度を含む。)	有 5点
III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるため当該技能実習生の受入れを行ったこと (旧制度下における受入れを含む。)	(旧配点) 有 5点 (新配点) 基本人数枠以上の受入れ 25点 基本人数枠未満の受入れ 15点
IV 技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること	(新配点) 有 10点 ※新配点のみに設けられた加点項目

6. 地域社会との共生（10点）	配点
I 技能実習生への日本語学習の支援	有 4点
II 地域社会との交流機会を提供	有 3点
III 日本文化を学ぶ機会を提供	有 3点